

戸田建設WEBサービス利用規定 新旧対照表

新	旧	備考欄
戸田建設WEBサービスの利用者である（以下、「貴社」といいます。） に対し、以下に戸田建設WEBサービス利用規約を示します。	戸田建設WEBサービスの利用者である（以下、「貴社」という） に対し、以下に戸田建設WEBサービス利用規約を示します。	（変更）
（本規約の適用範囲と変更）	（本規約の適用範囲と変更）	
第1条 1. 本規約は戸田建設株式会社（以下、「当社」といいます。）がインターネット上で提供する各種システム・サービスの利用に対し適用されるものとしま	第1条 1. 本規約は戸田建設株式会社（以下、「当社」という。）がインターネット上で提供する各種システム・サービスの利用に対し適用されるものとしま	（変更）
（用語の定義）	（用語の定義）	
第2条 （1） 戸田建設WEBサービス（以下、本サービスといいます。）	第2条 （1） 戸田建設WEBサービス（以下、本サービスという）	（変更）
当社がインターネット上で提供するシステム・サービスの総称。	当社がインターネット上で提供するシステム・サービスの総称。	
（2） ユーザー	（2） ユーザー	
貴社に所属し、本サービスを利用する者。	貴社に所属し、本サービスを利用する者。	
（3） 窓口管理者	（3） 窓口管理者	
貴社に所属し、ユーザーの管理、利用するサービスの管理を行うもの。	貴社に所属し、ユーザーの管理、利用するサービスの管理を行うもの。	
（4） ユーザーアカウント		（新設）
ユーザーごとに発行される本サービスを利用するために必要なアカウント。		
（5） ユーザーアカウント情報		（新設）
ユーザーID、パスワード、ユーザーの氏名、メールアドレスその他本サービスを利用するために必要なアカウント情報。		
（6） 利用設備	（4） 利用設備	
本サービスを利用するために、貴社が準備・使用する電子計算機、端末機器および周辺機器など（以下「ハードウェア」といいます。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアの総称。	本サービスを利用するために、貴社が準備・使用する電子計算機、端末機器および周辺機器など（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称七ていう（以下「装置」という）。	（変更）
（7） 利用電気通信回線	（5） 利用電気通信回線	
貴社が本サービスを利用するためのインターネット、電子メールその他の電気通信回線。	貴社が本サービスを利用するためのインターネット並びに電子メールを利用するための電気通信回線をいう。（以下「通信回線」という。）	（変更）

新	旧	備考欄
(本サービスの利用に関する責任) 第4条 1. 貴社は、本サービスの利用にあたり、ユーザーアカウント及びユーザーアカウント情報を自らの責任において厳重に管理するものとします。特に、ユーザーアカウントの管理については、貴社の従業員等（ユーザーを含みます。以下同じ。）による不正使用や不適切な利用、権限を逸脱した利用を防止するために必要な措置を講じなければなりません。 2. 貴社は、ユーザーアカウント情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、ユーザーの退職、異動等によりユーザーアカウントを使用しなくなったときは、直ちにこれを削除するものとします。 3. ユーザーアカウント及びユーザーアカウント情報を第三者に開示、漏洩、譲渡、貸与、または共用することを禁止します。また、貴社は、貴社の従業員等にこれらを遵守させるものとします。 4. 当社は、ユーザーIDおよびパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合、該当するユーザーIDを登録しているユーザー本人による利用とみなします。 5. システムが長期間利用されていない場合、または当社が貴社による管理が適切でないと判断した場合、当社は事前の通知なしにシステムやアカウントを削除または停止する措置をとることがあります。あらかじめご了承ください。 6. 前各項に定めるユーザーアカウント及びユーザーアカウント情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用、ユーザーアカウントの削除または停止などによって貴社が損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。		(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)
(利用設備および利用電気通信回線の整備) 第5条 1. 貴社は、利用設備および利用電気通信回線の整備、保守および管理を、自らの責任をもって行うものとします。 2. 貴社は、当社へのコンピュータウィルスの感染を未然に防ぐため、自らが使用する装置へのコンピュータウィルス感染の診断と対応に努め、問題を発見した場合には直ちにこれに対処するものとします。コンピュータウィルスの感染により当社に損害を与えた場合は、当社が貴社にその損害について損害賠償請求をすることを妨げないものとします。	(利用設備および利用電気通信回線の整備) 第4条 1. 当社および貴社は、本サービスを利用するために必要な装置および通信回線の整備、保守および管理を、善良なる管理者の注意をもって行う。 2. 当社および貴社は、相手方へのコンピュータウィルスの感染を未然に防ぐため、自らが使用する装置へのコンピュータウィルス感染の診断と対応に努め、問題を発見した場合には直ちにこれに対処する。コンピュータウィルスの感染により相手方及び第三者に損害を与えた場合は、その損害について損害賠償請求をすることを妨げない。	(変更) (変更)

新	旧	備考欄
(運用) <u>第6条</u> (略) (提供中止) <u>第7条</u> (略) (提供停止) 第8条 1. 当社は、貴社が次の各号のいずれかに該当する場合、貴社に対する本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。 (1) 本協定に違反したとき。 (2) 正当な理由なく期間内に本協定を履行する見込みがないと認められるとき。 (3) 重大な損害または危害をおよぼしたとき。 (4) 監督官庁より営業の取消し、停止などの処分を受けたとき。 (5) 仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売などの申し立て、または破産、民事再生手続、会社更生、会社整理、特別清算の申し立てがあったとき、あるいは支払停止、支払不能の事由が生じたとき。 (6) 解散したとき。 (7) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。 (8) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき。 2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその理由ならびに提供停止の開始日時および期間を電子メールにより貴社に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断するときは、この限りではないものとします。 3. 第1項各号において、当社は自らが蒙った損害について相手方に損害賠償請求をすることを妨げないものとします。ただし、第1項第8号の場合はこの限りではありません。	(運用) 第5条 (略) (提供中止) <u>第6条</u> (略) (提供停止) 第7条 1. 当社は、貴社が次の各号のいずれかに該当する場合、貴社に対する本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。 (1) 本協定に違反したとき。 (2) 正当な理由なく期間内に本協定を履行する見込みがないと認められるとき。 (3) 重大な損害または危害をおよぼしたとき。 (4) 監督官庁より営業の取消し、停止などの処分を受けたとき。 (5) 仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売などの申し立て、または破産、民事再生手続、会社更生、会社整理、特別清算の申し立てがあったとき、あるいは支払停止、支払不能の事由が生じたとき。 (6) 解散したとき。 (7) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。 (8) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき。 2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその理由ならびに提供停止の開始日時および期間を電子メールにより貴社に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断するときは、この限りではないものとします。 3. 第1項各号において、当社または貴社は自らが蒙った損害について相手方に損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、第1項第8号の場合はこの限りではない。	(変更) (変更)

新	旧	備考欄
(当社の責任等) <u>第9条</u> (略) (損害賠償の制限) 第10条 1. 当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合であっても、当社の損害賠償責任は、これによって通常生ずべき損害（ただし逸失利益を含まない。）の賠償に限られ、特別の事情から生じた損害（予見の有無及び可否を問いません。）については損害賠償責任を負わないものとします。 2. 貴社が利用するサービスが第3条第3項に基づき利用料を負担するものである場合、前項の定めにかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じ、当社が利用者に対して賠償責任を負う場合であっても、その賠償額は、請求原因の如何を問わず、本サービスの利用料の12か月分の金額を上限とします。 3. 当社の故意又は重大な過失により利用者に損害が生じた場合については、前2項の規定は適用しません。 (機密保持) 第11条 (1) 当社および貴社は、本サービスの利用期間中はもとより、本サービスに利用停止後であっても、本サービスにより知り得た情報を第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではありません。 (2) 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたもの。 (3) 相手方から開示を受けた際、既に公知公用であったもの。 (4) 相手方から開示を受けた後に、当社・貴社それぞれの責によらないで公知または公用となったもの。 (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの。 (6) 法令により開示を義務づけられたもの。 (7) 政府、官公庁等の公的機関から正当な権限をもって開示を求められたもの。 (8) 当社又は貴社の法律顧問その他の外部専門家から開示を求められたもの。その他、当社及び貴社の合意するもの。	(当社の責任等) <u>第8条</u> (略) (機密保持) 第9条 (1) 当社および貴社は、本サービスの利用期間中はもとより、本サービスに利用停止後であっても、本サービスにより知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。 (2) 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたもの。 (3) 相手方から開示を受けた際、既に公知公用であったもの。 (4) 相手方から開示を受けた後に、当社・貴社それぞれの責によらないで公知または公用となったもの。 (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの。 (6) 法令により開示を義務づけられたもの。 (7) 政府、官公庁等の公的機関から正当な権限をもって開示を求められたもの。 (8) 当社又は貴社の法律顧問その他の外部専門家から開示を求められたもの。その他、当社及び貴社の合意するもの。	(新設) (新設) (新設) (変更)

新		旧		備考欄
(協議事項)		(協議事項)		
第 1 2 条	本規約に定めのない事項及び本協定の事項に疑義を生じた場合は、当社・貴社協議のうえ解決するものとします。	第 1 0 条	本規約に定めのない事項及び本協定の事項に疑義を生じた場合は、当社・貴社協議のうえ解決する。	(追加)
(管轄裁判所)		(管轄裁判所)		
第 1 3 条	当社および貴社は、本規約に関する紛争の専属的管轄裁判所を東京地方裁判所とするものとします。	第 1 1 条	当社および貴社は、本規約に関する紛争の専属的管轄裁判所を東京地方裁判所とする。	(追加)
(略)		(略)		(略)